

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成 30 年 12 月 26 日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 京都府与謝郡伊根町字日出 651

氏 名 伊根町長 吉本 秀樹

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ 第10条の6第1項の規定により、船舶からの海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：本庄漁港の港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1 のとおり）
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019 年 4 月 1 日～2019 年 7 月 31 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	17, 100m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019 年 4 月 1 日～2019 年 7 月 31 日 17, 100m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域のうち、以下の点を中心にした半径 100m の円に囲まれた範囲内の海域 北緯 35° 45' 28.8" 東経 135° 17' 6" （詳細は別紙-2 のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考		
1 ※の欄は記載しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本工業規格

